

第3回 障害児通所支援に関する検討会における団体ヒアリングの主な意見等

※第3回障害児通所支援に関する検討会で頂いたご意見を事務局において整理したもの

第4回障害児通所支援に関する検討会	
令和4年10月25日	参考資料1

I 「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行後の児童発達支援センターの方向性について

No	意見等の内容	団体名
1	○児童発達支援ガイドラインでは、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の便宜を提供するものと既に示されているので、今後の児童発達支援センターの役割を明確にすることについてアセスメントを具体的に遂行できるものを検討して提出していただきたい。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
2	○福祉型、医療型の一元化について、個別の子どもたちに合わせたアセスメントが適切に行われれば、障害特性に応じた支援策が決定されるので、支援策に応じた支援を行えば福祉、医療と分ける必要はない。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
3	○一元化を今後進めるということであれば、その地域に点在していくと思われるそのセンターが、いかに医療的な内容を提供できるようなスタッフがそろうかどうか、併せて検討していかないと言葉だけが踊ってしまうのではないかと。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
4	○①乳幼児に対する発達支援についても専門性を高めること、②障害のある子の出生後早期に児童発達支援センターにつながる仕組みを構築すること、③保健所や女性健康支援センターと連携し、発達支援にかかる情報を保健所や女性健康支援センターに提供することを強く望む。	日本ダウン症協会
5	○ダウン症のある子どもを授かった方々が、病院、保健所、保育園等の身近な場所から児童発達支援センターにつながるよう、児童発達支援センターについての情報が広く周知され、必要な方に児童発達支援センターから早期にアプローチするような仕組みを作ってほしい。乳幼児からの早期支援機関の役割も果たしてほしい。	日本ダウン症協会
6	○医療型・福祉型を一元化する方向とあるが、ダウン症のある子の場合、両方の支援が必要なケースが多いので、統合的な支援が受けられるシステムになればと考える。	日本ダウン症協会
7	○ダウン症のように、早い時期に障害があると分かった子どもをどう育てていけばよいか。障害についての特性や、どのような支援が必要かを児童発達支援センターや保健師が知っていてくださること、また、女性健康センターとの連携が進み、取り残さない支援ができることを考えていただきたい。	日本ダウン症協会

II 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの「総合支援型（仮称）」と「特定プログラム特化型（仮称）」の方向性等について

No	意見等の内容	団体名
1	○総合支援型（仮称）・特定プログラム特化型（仮称）について、ガイドラインでは、保育所などの連携及び移行支援を行うために、保育所や保育士の業務の内容及び内容を理解することや、発達支援や家族支援、地域支援に必要な支援内容を具体的に提供しながら、総合的に支援を行うよう示されている。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
2	○検討項目にも挙げられた5つの領域を丁寧に評価し、総合支援型（仮称）を基本として、特別なプログラムが必要な子どもには地域にそれを提供できる強力なスタッフを配置していかなければならない。人員配置や財政的な支援を担保していかないと、絵に描いた餅に終わってしまうのではないか。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
3	○発達障害の子どもたちにピアノや絵画の指導をすることで、既に子どもたちの特性を理解していなければ、そういった支援はかなわない。子どもたちの個別指導計画が発達支援にかなっているものであれば、ピアノであろうが絵画であろうが有効な手段として認めていくべきものであろう。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
4	○様々な家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援を行うことが必要。具体的な支援方法を検討していただきたい。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
5	○特定プログラム特化型（仮称）の具体的な方向について、言語療法を就学以降も必要なお子さんに対して継続できることを	日本ダウン症協会

III 子ども・子育て一般施策の移行等について

No	意見等の内容	団体名
1	○一般の学校では空き教室などを利用して学童が運営されているケースがあるが、特別支援学校でも校内に放デイを設置していただく必要があると考えている。	障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会
2	○既存の学童保育にも、児童発達支援センターの職員が保育園のように巡回し、障害のあるお子さんの接し方で悩む職員の相談に乗っていただけるとありがたい。	障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会
3	○保育所等訪問支援について、併行通園をしている場合でもモニタリングをしていけば、まだ十分な発達を得られていないなということが分かっていく。モニタリングが良好となる評価が出るまで、定期的な訪問指導は必要なのではないか。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
4	○移行支援、インクルージョンについて、今回、検討課題として挙げられている内容では、専門性も高く、連携機関も多岐にわたるために、発達支援事業所の職員にその中核を担わせていくには荷が少し重いのではないか。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
5	○中枢としての支援センターの専門職が、支援計画や教育計画、療育計画を作成し、地域の事業所等と共有化していくというチームワークをつかったネットワークを構築していく必要があるのではないか。	全国肢体不自由児者父母の会連合会

IV 障害児通所支援の調査指標について

No	意見等の内容	団体名
1	○発達に課題がある子どもの背景には、家族からのアプローチの幼さが大きく影響していることがあり、子どもの発達を支援するためにも、そういった家族背景の指標もしっかりと取り入れたものをつくらないといけないのではないか。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
2	○支給量の決定について、支援計画をしっかりと丁寧につくったものであれば、今後示されるであろう障害程度区分等一律に分けるのではなく、丁寧な支援を遂行するために必要なものは必要なだけ支給量として認めていくべきではないか。	全国肢体不自由児者父母の会連合会

3	○相談支援事業所の役割について、児童発達支援ガイドラインには、モニタリングがおおむね6か月に1回以上と既に書かれているので、短縮したり延長するということになるのであれば、ガイドラインから見直していく必要性はあるのではないか。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
---	--	------------------

V 障害児通所支援の質の向上について

No	意見等の内容	団体名
1	○個別支援計画を立てて個別の療育を実践していくのであれば、その内容に従った自己評価や保護者の評価表に改めていかなければ実際の事業所等の評価にはつながらないのではないか。	全国肢体不自由児者父母の会連合会

その他

No	意見等の内容	団体名
1	○家族や企業の努力だけでは限界があり、国の様々な制度に親の就労支援の視点を反映していただきたい。	障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会
2	○放課後等デイサービスについて、就労支援という類型を新設することも考えられる。現行制度でも条件を変えて、6時間開所した上での延長した際の報酬単価を今より増やすと、延長加算の申請が現実的なものになるのではないか。	障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会
3	○経験豊富な職員の下で異年齢の子どもたちが関わりを通して発達を促す遊びや活動を大切にしている、机上のマニュアルではできない支援をしている事業所こそ、手厚い配分をお願いしたい。	障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会
4	○平成29年7月に提出されている「児童発達支援ガイドライン」の各項目で打ち出されている内容が、現状では現場で十分に理解、実践がされていないということで問題が提起されているのではないか。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
5	○ガイドラインで示されている既に検討していくべき内容が実践できていないことに尽きるので、そういったものをしっかりと実践できるように具体化できるマニュアルを作成していただきたいというのが総じての結論。	全国肢体不自由児者父母の会連合会

6	○診断を受けた場合、早期に、家族はダウン症についてどのような支援が得られるかも含めた正しい知識を得て、支援を受けながら子育てできることが、ダウン症のある子及び家族にとって極めて重要である。	日本ダウン症協会
7	○個別の支援計画が作成されているが、これらの計画が関連性を持ち、継続的に整合的に作成され、障害児者が生涯にわたって、成長に合わせた継続的な支援を受けられることができる仕組みの構築が必要。	日本ダウン症協会